

可食性のある成果有体物の提供（MTA）に関する取扱いについて

平素より、産学連携活動にご協力いただきありがとうございます。

近年、研究の成果として、又は研究を行う過程において得られた成果有体物[※]を企業様等に提供する機会が増加しております。

その中には、研究室で保有する成果有体物を「食品素材」として検討するために提供するケースも出てきております。しかしながら、研究室が提供する成果有体物はあくまで研究を目的とした分析や検証に使用するためのものであり、企業様等においてそのまま食べることを認めるものではありません。

万が一、企業様等において健康被害などが発生した場合、本学も含め提供先企業様においても罰則や甚大な社会的批判を受けることが想定されることから、可食性のある成果有体物について以下の取扱いとします。

1. 本学から提供する成果有体物は研究目的（分析・検証等）に限る提供であり、食品や食材としての使用を禁止します。本学においても、念のためMTA契約書に明記することとします。
2. ただし、提供先企業様等が食品・食材として検討する場合であっても、本学からの成果有体物を直接使用せず、提供先企業様の安全管理責任の下で生産・加工・製造する場合には、成果有体物として提供することができることとします（別紙参照）。

学内においても運用を徹底いたしますが、上記に違反して提供先の企業様や関係者において「北大からの成果有体物をそのまま食べた。」などが判明した場合には、健康被害の有無にかかわらず、今後、本学からの成果有体物の提供を禁止する措置を講じることもありますので、十分にご留意お願いいたします。

成果有体物[※]：試薬、試料、実験動物、植物、菌株、デバイス、装置などの有体物を指します。

本学における成果有体物の取扱いに関しては、国立大学法人北海道大学成果有体物取扱規程で定められています。

(問合せ先)

産学・地域協働推進機構

産学連携推進本部 MTA 担当

E-mail: MTA@mcip.hokudai.ac.jp

(別紙)

事例①:成果有体物として提供可能な場合

研究室 A が保有する菌株 X を企業 B に提供。企業 B において分析・検証を行い、企業の安全基準の下、培養した菌株 X を利用した商品等を製造しようとする場合。



事例②:成果有体物として提供不可な場合

研究室 C が保有する菌株 Y を企業 D に提供。企業 D は大学から提供された菌株 Y をそのまま添加した商品等を製造しようとする疑いがある場合（本学からの食品使用禁止に違反する可能性がある場合）。



参考：産学・地域協働推進機構HP 成果有体物の取扱いおよびMTA

<https://www.mcip.hokudai.ac.jp/ip/mta/>